

通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方

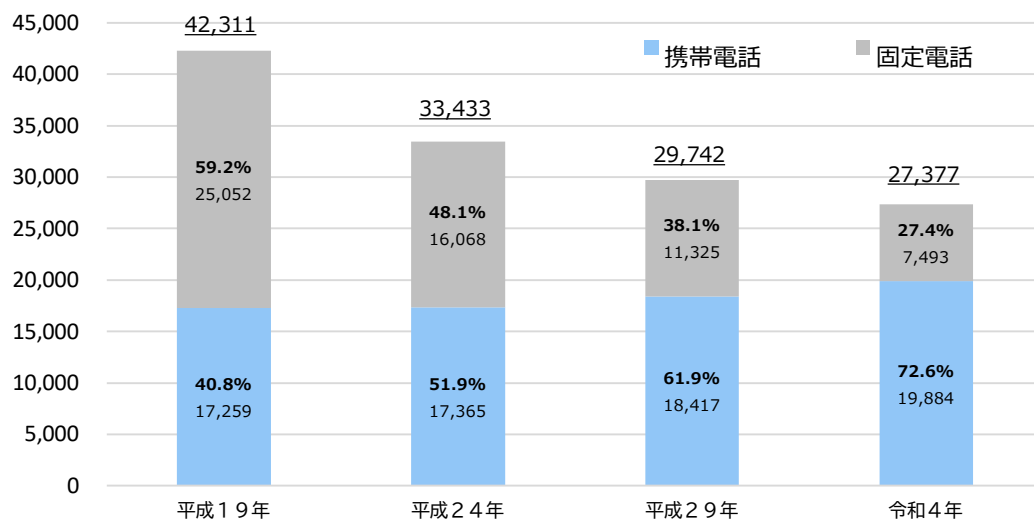
令和6年7月9日
消防庁予防課

通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方について

背景

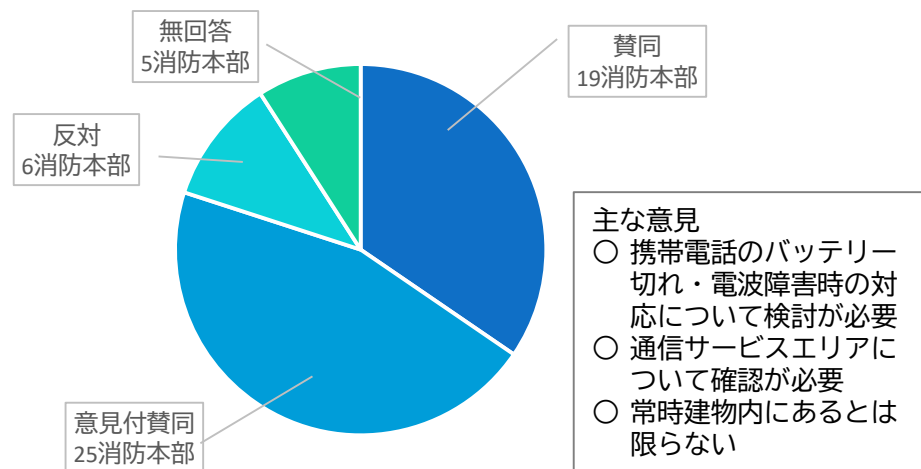
- 火災の発生を消防機関へ迅速かつ確実に通報するための「消防機関へ通報する火災報知設備」（いわゆる火災通報装置）については、一定規模以上の防火対象物に設置義務があるが、一部の用途（旅館や病院、福祉施設など令別表第一（５）項イ及び（６）項イからハまで）を除き、**一般加入電話（いわゆる３項電話）を設置したときは、火災通報装置を設置しないことができる**とされている。（消防法施行令第23条第3項）
- ３項電話としては、一般加入電話（固定電話）を指し、**携帯電話は常時あるとは限らないこと**などから該当しないこととされている。（平成15年９月９日付消防予第232号の質疑応答_問６）
- 上記質疑応答から20年以上が経過し、当時と比較して携帯電話の機能や普及率は格段に向上し、119番通報に占める携帯電話の割合も増加していることなどを踏まえ、第118回全国消防長会予防委員会において、**３項電話として携帯電話を認めても良いのではないか**、という意見が各消防本部から多く寄せられている。
- このほか、従来の音声通話のみによらないNet119、Live119等の通報システムも登場しており、119番通報の多様化が進んでいる。

火災通報の覚知方法割合



※下線部数値は、火災件数のうち、警察電話、駆けつけ通報、事後聞知、その他の方法によって覚知した件数の除いた火災件数

携帯電話を３項電話として認めることについての賛否 (第118回全国消防長会予防委員会意見等)



検討事項①

○火災通報装置の代替としての携帯電話の位置づけについて検討を行う。

（携帯電話を固定電話と同様に3項電話として取り扱うことができるか。）

⇒ 仮に携帯電話を3項電話として取り扱うことが可能となった場合、携帯電話の普及状況等を考慮し、3項電話そのものの必要性についても検討する。

次の事項について、消防本部の協力を得て、今後調査を実施する。

<火災通報装置について>

- ・用途別の火災通報装置の設置状況（3項電話も含む）
- ・火災事例における火災通報装置による通報実態等

<携帯電話と固定電話の違いについて>

- ・火災通報時に用いられる携帯電話と固定電話の比率
- ・携帯電話及び固定電話の位置情報取得の際、その正確性及び取得時間等の差違

<携帯電話の利用状況等について>

- ・携帯電話等の普及状況と通信環境（サービスエリア、安定性等）
- ・固定電話サービスの将来的な動向

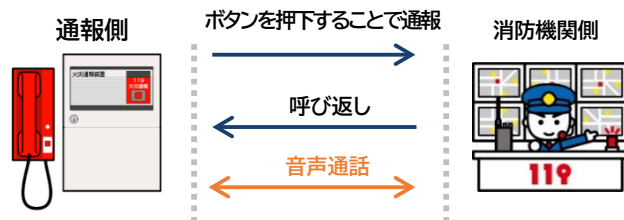
検討事項②

○将来的な火災通報装置の技術仕様について検討を行う。

（情報通信技術を活用して、現状の有線回線による音声通話から無線やデータ通信を利用することが可能か。）

○指令システムの高度化、新たな通報システムの状況（Net119、Live119等）

火災通報装置のイメージ



火災通報装置とは、火災は発生した場合に、当該装置のボタンを押下することにより又は感知器と連動で作動し、あらかじめ設定された防火対象物の名称、所在地等を消防機関へ自動で通報後、音声通話することができる装置。

火災通報装置の設置義務のある防火対象物

令別表第一用途	設置義務	3項電話	自火報連動
(6) 項イ(1)~(2)、(6) 項ロ	全て	不可	要
(6) 項イ(3)	全て	不可	不要
(5) 項イ、(6) 項イ(4)、(6) 項ハ	500㎡以上	不可	不要
(16の2) 項(地下街)、(16の3) 項(準地下街)	全て	可	不要
(1) 項、(2) 項、(4) 項、 (6) 項二、(12) 項、(17) 項	500㎡以上		
(3) 項、(5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項、(10) 項、 (11) 項、(13) 項、(14) 項、(15) 項	1,000㎡以上		

消防法施行令（抄）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第23条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

- 一 別表第一(6)項イ(1)から(3)まで及びロ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物
 - 二 別表第一(1)項、(2)項、(4)項、(5)項イ、(6)項イ(4)、ハ及びニ、(12)項並びに(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの
 - 三 別表第一(3)項、(5)項ロ、(7)項から(11)項まで及び(13)項から(15)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が1000平方メートル以上のもの
- 2 前項の火災報知設備は、当該火災報知設備の種別に応じ総務省令で定めるところにより、設置するものとする。
- 3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(5)項イ並びに(6)項イ(4)及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

消防法施行規則（抄）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第23条 令第23条第1項ただし書の総務省令で定める場所は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 令別表第一(6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 消防機関が存する建築物内

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 ～ 四

五 令別表第一(6)項イ(1)及び(2)並びにロ、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。